

昭和六十三年法律第九十八号

肉用子牛生産安定等特別措置法

目次

第一章 総則（第一条・第二条）	独立行政法人農畜産業振興機構の業務の範団の特例（第三条・第四条）	肉用子牛についての生産者補給金等の交付（第五条—第十二条）	肉用子牛等対策費の財源等（第十三条・第十四条）	肉用子牛生産の財源等（第十五条—第十八条）	罰則（第十九条）	附則
-----------------	----------------------------------	-------------------------------	-------------------------	-----------------------	----------	----

第一条 この法律は、牛肉の輸入に係る事情の変化が肉用子牛の価格等に及ぼす影響に對処して、当分の間、独立行政法人農畜産業振興機構に都道府県肉用子牛価格安定基金協会が交付する肉用子牛についての生産者補給金に充てるための生産者補給交付金等の交付の業務を行わせることとともに、当該生産者補給交付金等の交付その他食肉に係る畜産の振興に資する施策の実施に要する経費の財源に関する特別の措置等を講ずることにより、肉用子牛生産の安定その他食肉に係る畜産の健全な発達を図り、農業経営の安定に資することを目的とする。（定義）	この法律において「肉用子牛」とは、肉用牛であつて政令で定める月齢未満のものをいう。	この法律において「肉用子牛牛」とは、肉用牛の主要な生産地に所在する家畜市場であつて農林水産大臣の指定するものにおける指定肉用子牛（農林水産省令で定める規格に適合する肉用子牛をいう。次項において同じ。）の売買価格の政令で定める期間ごとの平均額として農林水産省令で定めるところにより算出される金額をいう。	この章において「平均売買価格」とは、肉用子牛の主要な生産地に所在する家畜市場であつて農林水産大臣の指定するものにおける指定肉用子牛（農林水産省令で定める規格に適合する肉用子牛をいう。次項において同じ。）の売買価格の政令で定める期間ごとの平均額として農林水産省令で定めるところにより算出される金額をいう。	この章において「平均売買価格」とは、肉用子牛の主要な生産地に所在する家畜市場であつて農林水産大臣の指定するものにおける指定肉用子牛（農林水産省令で定める規格に適合する肉用子牛をいう。次項において同じ。）の売買価格の政令で定める期間ごとの平均額として農林水産省令で定めるところにより算出される金額をいう。	この章において「平均売買価格」とは、肉用子牛の主要な生産地に所在する家畜市場であつて農林水産大臣の指定するものにおける指定肉用子牛（農林水産省令で定める規格に適合する肉用子牛をいう。次項において同じ。）の売買価格の政令で定める期間ごとの平均額として農林水産省令で定めるところにより算出される金額をいう。	この章において「平均売買価格」とは、肉用子牛の主要な生産地に所在する家畜市場であつて農林水産大臣の指定するものにおける指定肉用子牛（農林水産省令で定める規格に適合する肉用子牛をいう。次項において同じ。）の売買価格の政令で定める期間ごとの平均額として農林水産省令で定めるところにより算出される金額をいう。
--	---	--	---	---	---	---

第二章 独立行政法人農畜産業振興機構の業務の範囲の特例（独立行政法人農畜産業振興機構の業務）	第三条 独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二百二十六号。以下「機構法」という。）第十条に規定する業務のほか、次の業務を行う。	農林水産大臣は、保証基準価格等を定め、又は改定したときは、遅滞なく、これを告示するものとする。	農林水産大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、保証基準価格等を改定することができる。	農林水産大臣は、保証基準価格等を定め、又は改定しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。	農林水産大臣は、保証基準価格等を定め、又は改定したときは、遅滞なく、これを告示するものとする。	農林水産大臣は、保証基準価格等を定め、又は改定しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。
--	---	---	---	---	---	---

第三条 前項第一号及び第二号の業務は、次章に定め交付	前項第一号の業務に附帯する業務	前二号の業務についての生産者補給交付金の交付	前項第一号及び第二号の業務は、次章に定め交付	前項第一号及び第二号の業務は、次章に定め交付	前項第一号及び第二号の業務は、次章に定め交付	前項第一号及び第二号の業務は、次章に定め交付
----------------------------	-----------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------

第四条 削除	第六条 機構は、平均売買価格が保証基準価格を下回る場合には、予算の範囲内で、第十条に定め
--------	--

第五条 保証基準価格等	第六条 機構が交付する生産者補給交付金の金額は、第五条第三項の政令で定める期間ごとに定められた金額に、生産者補給金交付契約に係る
-------------	--

じたときは、法第四十八条第一項並びに法第五十三条第一項及び第三項の規定にかかるわらず、その残余の額のうちその額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当する額を、次条の規定により第三条第一項に規定する業務に必要な経費の財源に充てるものとして当該業務に係る法第四十八条第一項の特別の勘定に繰入金の財源又は指定食肉についての法第三十八条第一項第一号、第二号若しくは第四号の業務（これらの業務に附帯する業務を含む。以下同じ。）に必要な経費の財源に繰り入れるものとする。

事業団は、前項の規定により繰り入れた繰入金を、次条の規定により第三条第一項に規定する業務に必要な経費に充てるものとして当該業務に係る法第四十八条第一項の特別の勘定に繰り入れ又被指定食肉についての法第三十八条第一項第一号、第二号若しくは第四号の業務に必要な経費に充てるための資金として、管理しなければならない。当該資金の運用によって生じた利益金その他該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入についても、同様とす。

前項の資金は、法第五十五条の規定により運用し、又は次項の規定により使用する場合のほか、次条の規定により第三条第一項に規定する業務に必要な経費に充てるものとして当該業務に係る法第四十八条第一項の特別の勘定に繰り入れ又被指定食肉についての法第三十八条第一項第一号、第二号若しくは第四号の業務に必要な経費に充てる場合に限り、運用し、又は使用することができる。この場合において、法第六十八条第七号の二中「第五十四条の三第二項」とあるのは、「第五十四条の三第二項又は肉用子牛生産安定等特別措置法附則第三条第三項前段」と「同条第一項」とあるのは、「第五十四条の三第一項又は同法附則第三条第二項」とする。

事業団は、昭和六十四事業年度において法第五十三条第二項に規定する繰越欠損金がある場合には、農林水産大臣の承認を受けて、その補てんに充てるため、第二項の資金を使用することができる。この場合において、法第六十八条第一号中「この法律」とあるのは、「この法律又は肉用子牛生産安定等特別措置法第三条第一項前段」とする。

事業団は、法第四十八条第一項の規定にかかるわらず、昭和六十五事業年度において、第

二 条第一項に規定する業務に必要な経費の財源に充てるため、前条第二項の資金から当該業務に係る法第四十八条第一項の特別の勘定に繰り入れ又被輸入に係る牛肉についての法第三十八条第一項第一号及び第二号の業務に係る法第四十八条第一項の特別の勘定において当該業務に規定する業務に係る法第四十八条第一項第一号を一部を、第一条第一項に規定する業務に係る法第五十三条第一項に規定する業務に一部を、第一項の特別の勘定に繰り入れることができるものとする。

事業団は、輸入に係る牛肉についての法第三十八条第一項第一号及び第二号の業務に係る法第四十八条第一項の特別の勘定において昭和六十五事業年度に生じた法第五十三条第一項本文に規定する残余の額のうちその額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当する額と附則第三十八条第一項第一号及び第二号の業務に係る法第四十八条第一項の特別の勘定において昭和六十五事業年度に生じた法第五十三条第一項本文に規定する残余の額のうちその額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当する額と附則第六十五条事業年度までの各事業年度に輸入に係る牛肉についての法第三十八条第一項第一号及び第二号の業務に係る法第四十八条第一項の特別の勘定において法第五十三条第一項本文に規定する残余を生じたときは、法第四十八条第一項第一号第二号若しくは第四号の業務に必要な経費に充てる場合に限り、九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（肉用子牛生産安定等特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

事業団は、昭和六十三事業年度から昭和六十五事業年度までの各事業年度に輸入に係る牛肉についての法第三十八条第一項第一号及び第二号の業務に係る法第四十八条第一項の特別の勘定において法第五十三条第一項本文に規定する残余を生じたときは、法第四十八条第一項第一号第二号若しくは第四号の業務に必要な経費に充てる場合に限り、九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（肉用子牛生産安定等特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成七年四月一日（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日が平成七年四月一日後となる場合には、当該協定が日本国について効力を生ずる日以後の政令で定める日）から施行する。

附 則 平成八年五月二九日法律第五十三条 第一項抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十五条から第四十二条までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（肉用子牛生産安定等特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三十四条 附則第三十二条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十三条 旧特別措置法の規定によりした処分、手続きその他の行為は、新特別措置法の相当規定によりした処分、手続きその他の行為とみなす。

第二百六十二条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「处分分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

第二百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（罰則に関する経過措置）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分）

（罰則に関する経過措置）

第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二百五十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十六条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第二百五十七条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、

国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第二百五十八条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、

国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第二百五十九条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、

国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第二百六十条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、

(政令への委任)

二 第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

(政令への委任)

三 第一千三百四十四条の規定(平成二年五月一六日法律第八〇号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年五月一六日法律第八〇号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年十月一日から施行する。

附 則 (平成二年五月一六日法律第一〇〇号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年十月一日から施行する。ただし、附則第九条から第十八条まで及び第二十条から第二十五条までの規定は、同年十月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、附則第九条から第十八条まで及び第二十条から第二十五条までの規定は、同年十月一日から施行する。

(調整規定)

第十八条 施行日が環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の規定

(政令への委任)

<p>第十八条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前にした行為並びに附則第三条第五項、第四条第五項及び第十条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。</p>
<p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p>	<p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p>

施行の日以後となる場合には、前条の規定は、適用しない。

附 則 (平成三十一年七月六日法律第七〇号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

施行の日以後となる場合には、前条の規定は、適用しない。

附 則 (平成三十一年七月六日法律第七〇号)抄

(施行期日)

施行の日以後となる場合には、前条の規定は、適用しない。